

綾部市新型コロナウイルス対応 信用保証料補助金

綾部市では、中小企業者等が令和4年1月以降の新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響を受け、京都府の融資制度を利用される際に必要となる信用保証料の一部を補助します。

■対象者:次の(1)~(3)のいずれにも該当する方

- (1) **運転資金について**新型コロナウイルスに関する**京都府の融資制度**のうち、次の**①~③の融資を受けた** 又は **②~⑤の条件変更をした**
- ①伴走支援型経営改善おうえん資金
 - ②災害対策緊急資金(セーフティネット保証4号)
 - ③新型コロナウイルス対応緊急資金(セーフティネット保証5号)
 - ④あんしん借換資金(危機関連保証)
 - ⑤新型コロナウイルス感染症対応資金(いわゆるゼロゼロ融資)
- (2) 市内に主たる事業所(本店、住民票住所地)を有する法人、団体及び個人事業主
- (3) 市税に滞納がない又は市税の徴収猶予等の特例措置を受けている

■補助対象経費:

令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に支払った、
上記(1)の借入時または条件変更時の**信用保証料**

■補助金額:

借入と条件変更のそれぞれで、1事業者につき上限**40万円**

※申請についてもそれぞれ1事業者につき1回に限ります。同時期に複数ある場合はまとめて申請してください。

※補助の対象となる信用保証料を支払ってから1年以内に繰り上げ返済等により、信用保証料の返戻を受けた場合に、返戻後の信用保証料の額が交付決定額を下回るときは、その差額を返還してください。

■申請書類:

- ①申請書兼請求書(様式第1号)
- ②金融機関からの借入や条件変更の内容が確認できる書類の写し(返済予定表等)
- ③京都信用保証協会に対する信用保証料の確認ができる書類の写し(信用保証決定のお知らせ等)
- ④(個人事業主のみ)本人確認書類の写し(運転免許証等)

申請期限は、保証料支払日の**翌々月末**または令和5年3月31日のいずれか早い日

※ただし、令和4年1月1日~令和4年3月31日までに保証料を支払った場合の申請期限は令和4年5月31日です。

申請・問い合わせ先

綾部市商工労政課

〒623-8501 綾部市若竹町8-1
電話 0773-42-4263